

泉佐野市は、令和2年1月15日に「泉佐野市いじめ防止等に関する条例」を施行しました

問合せ先 学校教育課

「泉佐野市いじめ防止等に関する条例」では、かけがえのない存在である子どもたち、地域社会の未来を創る子どもたちが、いじめによって悩み苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるよう、いじめの克服に向けた取組を進めていかなければならないと定めています。

以下、前文

いじめは、子どもの教育を受ける権利や、愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるという子どもの持つ権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも危険を生じさせるおそれがある決して許されない人権侵害行為である。

地域社会の一員である私たちは、学校を中心としたそれぞれの地域において、子どもたちの尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得るものであるとの共通認識の下、今一度、意（おもい）をひとつにして、いじめの問題に真摯に向き合う必要がある。

本市は、全ての保護者にとって、かけがえのない存在である子どもたち、地域社会の未来を創る子どもたちが、いじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができる環境を整えながら、いじめの問題の克服に向けた取組を前に進めていくことを改めて決意し、この条例を制定する。

本条例の制定を受け、本市は「泉佐野市いじめ防止基本方針」を、各学校は「学校いじめ防止基本方針」を改訂し、当該方針などに基づいて、学校におけるいじめ防止などに関する取組を進めていきます。

市、教育委員会、学校、保護者、地域住民および関係機関のみなさんが、「いじめをしない、させない、見過ごさない」という意（おもい）をひとつにし、連携・協働しながら、子どもたちのために、いじめ問題の克服に向けた取組をさらに進めていきたいと思います。

町会・自治会に新規加入した世帯に「さのぼ」5千ポイントを進呈

下記の町会連合会所属の町会・自治会に新規加入した世帯に、今年2～3月の間に「さのぼ」5千ポイントを進呈します。

申請・問合せ先

加入した町会・自治会で申請書を受け取り、必要事項を記入し、「さのぼ」カードを持参のうえ自治振興課へ

【町会連合会所属の町会・自治会】

- 第一区：本町、元町、西本町、野出町、笠松町、松原町、羽倉崎町、松原団地住宅
- 第二区：高松町、高松東町、高松北町、高松南町、上町、大宮町、栄町、若宮町、大西町
- 第三区：新町、春日町、旭町
- 中央区：市場町、葵町、中町、幸町、松風台、日根野西町
- 日新区：中庄町、上瓦屋町、湊町、泉陽ヶ丘
- 北中区：鶴原町、下瓦屋町、鶴原中央住宅
- 長坂区：新泉ヶ丘、泉ヶ丘、泉佐野鶴原住宅、下瓦屋南町、鶴原北住宅、貝田町、新家町、鶴原東町、見出住宅
- 佐野台区：佐野台町、西佐野台町、東佐野台、南泉ヶ丘
- 日根野区：東上、久ノ木、中筋、西出、西上、野口、新道出、野々地藏、俵屋、ふぁみーゆ泉佐野
- 長滝区：東ノ番、中ノ番、西ノ番、長滝住宅、新長滝
- 上之郷区：母山、机場、女形、上村、中村、下村、郷田
- 南中区：安松、南中岡本、榎井東町、榎井西町
- 末広区：東羽倉崎南町、東羽倉崎町、第一住宅、新安松町、府住東羽倉崎、羽倉崎上町
- 大土区：上大木、中大木、下大木、土丸町

